

ハンネローレ・ブルガー著

『1867年から1918年までのオーストリアの 教育制度における言語権と言語の平等』

松岡 弘

評者は日本語教育を専門とするものであるが、その関連で目にするもののある戦前の日本の植民地ないしは日本占領下の地域における日本語教育政策を扱った論稿において、しばしば第一次世界大戦の終了と共に消滅したハプスブルク帝国の言語政策が引き合いに出されることに気づかされていた。この場合、戦前の言語政策のイデオログであり推進者とも目された保科孝一の著作を通して語られることが多く、例えば、イ・ヨンスク著『「国語」という思想』（1996）には、次のような文言がある。

- ・オーストリアでは教育語に二言語併用主義をとったために、言語問題が政治問題化して「国家の基礎を危険なる状態に陥れてゐる」と保科は見ていた。(234頁)
- ・とるべき道はただひとつ、明確な法律によって「国家語」を制定し、「民族の均等な権利」を否定することである。保科がオーストリア＝ハンガリー帝国から学んだ教訓はこのようなものであった。(273頁)

確かに保科が観察したとおり、当時のハプスブルク帝国は典型的な多民族・多言語国家として複数言語併用主義をとり、また統治者側の言語であったドイツ語を「国家語」とすることはせず、各民族と各言語に均等な権利を認めていたのであるが、それは保科から見れば反面教師的な事例でしかなく、肯定的に評価されることはなかったのである。

評者はかねがね、失敗の例として紹介されるのが通例となっているハプスブルク帝国の言語政策、特に学校の授業において使用される言語（ドイツ語を直訳し「教授言語」とする）の実態とその消長を知りたいと思っていた。それは、ハプスブルク帝国の言語政策を否定し退けた保科の言語政策観が今批判的に取り上げられるのであれば、帝国のそれは逆に肯定され、現代の観点からみて理想的あるいは民主的なものと見なされる可能性があるのではないかという、ごく単細胞的な発想からでもあるが、そうした趣旨の論稿には接することがなく、今なおハプスブルク帝国の言語政策への理解は保科の評価の枠の中にとどまり、これに変わる新たな視点が提供されないことを不思議に感じていたのである。

ハンネローレ・ブルガーの表題の著『1867年から1918年までのオーストリアの教育制度における言語権と言語の平等』（1995年、オーストリア科学アカデミー刊）はこうした疑問・

好奇心に見事に応えてくれるものであった。新刊書紹介にはならないが、言語教育の分野でも言語政策が取り上げられることが多くなった現在、それなりの意味はあろうと考え、内容の一端ならびに著者の主張を評者の理解の範囲で紹介してみたい。なお、同書巻末の紹介によると、ブルガーは1946年生まれ。ウィーン大学で歴史学と哲学を修め、近代ハプスブルク帝国史、特に言語権と民族権の分野の著述があり、本書刊行時はウィーン大学非常勤講師、とある。

本書は本文244頁、巻末には統計並びにカラー印刷の図表19頁が付されている。本文は5章で構成されるが、各章は、第5章の「まとめ」を除き、さらに教節に下位分類され、また節によってはさらに細かく分かれているところもあり、それぞれに見出しがついている。章の見出しは、第1章「序論」、第2章「自由主義の時代」、第3章「保守主義の時代」、第4章「民族紛争の激化とエスニック化」、第5章「まとめ」である。

著者ブルガーが本書の第2章から4章にかけて行っているのは、ハプスブルク帝国下のオーストリアで、オーストリア＝ハンガリー二重帝国成立とともに発布された新憲法（国家基本法 Staatsgrundgesetz）の年1867年から、帝国が解体する1918年までの国内の学校（初等、中等、並びに大学）における教授言語の実施状況を、当時の政府・州政府の政策、裁判所の判決、国会・州議会議員の言動、児童の親の反応・行動等を通して具体的に浮かび上がらせることである。著者が用いた資料は国会・州議会等の発言記録や裁判所記録、国立古文書館の未公開資料等であり、広汎かつ緻密な調査分析といってよいであろう。調査対象の範囲はオーストリア＝ハンガリー二重帝国の、俗に「ライタ川の向こう側（ライタ川以東）」と称されるハンガリー王国が統治する領土は除外され、残りの俗称「ライタ川のこちら側（ライタ川以西）」が対象となる。これには正式な名称がなく、「帝国議会に代表される諸王国及び諸地方」という表現が存在するのみであるが、現在のオーストリアならびにチェコ（ボヘミアとモラヴィア）、そしてハンガリー王国の上にかぶさるような形でのガリチア、ブコヴィナがあり、また現在イタリアの一部である南ティロール、そして近年独立したクロアチア、スロベニアの地域が本書の調査対象である。

このライタ川以西のハプスブルク帝国（以下では単にオーストリアとする場合がある）の領土は17の州からなり、そこには8種の地域言語（Landessprache）またはその地域で常用されている言語（landesübliche Sprache）があって、それと同数の教授言語（ドイツ語、チェコ語、ポーランド語、ルテニア語、スロベニア語、セルボクロアチア語、イタリア語、ルーマニア語）が存在したが、1867年の憲法はその中のいかなる言語も国家の言語ないしは教授言語として優先的に位置付けることはせず、学校や官庁、並びに公共の場での言語の完全平等を宣言したわけで、ブルガーは本書において、憲法のこの規定と各州・各学校での教授言語の実態（重点は小学校、中等学校）を具体的に詳細に描き出してみせるのである。

著者は本書の調査の目的が、1867年12月21日に交付された憲法の第19条に謳われた「民族性と言語の尊重及び維持」という基本権が意味するものと、同第2項に明記されたオーストリアの学校における全地域語（先に挙げた8つの言語）の平等の意味するものが何であるかを探ることにあると明言し、各章において国内の教育体制や教授言語の実態を追いなが

ら、これらをめぐる対立や相克が憲法19条の解釈とその実施にその源があることを繰り返し指摘し、オーストリアの教育制度に考え得る限りの最大の影響を与えたのは、実に、この第19条であるとする。

この19条は保科孝一の著書を通じて、イ・ヨンスクの前掲書にも引用されており、ブルガーを俟たずともその歴史的意味はすでに確定しているようであるが、まずはその原文に当たっておこう。

Abs. 1 Alle Volksstämme des Staates sind gleichberechtigt, und jeder Volksstamm hat ein unverletzliches Recht auf Wahrung und Pflege seiner Nationalität und Sprache.

(第19条第1項 国家のすべての民族は平等であり、全民族は各々の民族性とその言語の保持及び育成のための不可侵の権利を有する。)

Abz. 2 Die Gleichberechtigungen aller landesüblichen Sprachen in Schule, Amt und öffentlichem Leben wird vom Staate anerkannt.

(同第2項 すべての地域言語の平等性は、学校、官庁、並びに公共生活において国家により承認される。)

Abs. 3 In den Ländern, in welchen mehrere Volksstämme wohnen, sollen die öffentlichen Unterrichtsanstalten derart eingerichtet sein, dass ohne Anwendung eines Zwanges zur Erlernung einer zweiten Landessprache jeder dieser Volksstämme die erforderlichen Mittel zur Ausbildung in seiner Sprache erhält.

(同第3項 いくつかの民族が居住する地域においては、第2言語の学習を強制的に強いられることなく、各民族の成員が彼の言語で教育を受けるに必要とされる手段を有するよう、公的な教育機関が整えられなければならない。)

第1項、第2項の含意するところはすでに明白であろうから繰り返さない。そしてブルガーは、3つの条項の中でいつ爆発するかわからない危険物が、第3項だという。そこで第3項の含意するものを正確に理解するために憲法成立にいたるまでの前史を知ることが必要になる。

著者によると、民族並びに言語の完全な平等という原則は、1848年4月25日交付の帝国憲法で保障されたものであり、その後ドイツ語の優位は進行したけれども、この原則は帝国民の間に定着したという。しかしながら特にチェコ人の間からは教授言語についても平等であることへの要求があり、それまで授業は、教授言語が理解できるようになるまでは母語という慣習であったのが、これをさらに多く母語で使ってなされるべきだという主張となっていた。この間帝国内の各国の独立性が高まり、1864年にはチェコ議会は、ドイツ語が教授言語のギムナジウムではチェコ語を、チェコ語が教授言語のギムナジウムではドイツ語を必修の外国語とする法律を制定するに至った。これは俗に言語強制法 (Sprachenzwangsgesetz) と呼ばれたが、一般的に1867年に至るまでのオーストリアでは2言語共存への強い傾向があり、ギムナジウムのレベルでは地域語の一つが教授言語で他の一つが必須科目とされていたのであった。

では、いわばこうした実態に逆行する第3項は、何故設けられたのか。素直に読めば、これは本人の望まない言語学習の押しつけを禁ずるもので、1, 2項の精神の延長線上にある。しかしながら2か国語の併用と学習が習慣化されていた状態、つまり現代的な感覚からすれば、より優れた体制とも見なし得る言語環境からの後退でもあった。事実この条項には、チェコ内のドイツ語ギムナジウムでの強制的なチェコ語学習を廃止したいというドイツ人側の意図が込められてもいた。しかしながらこの規定は、後に制定者の意図とは全く逆の方向に動き始めることになった。すなわちこの規定を盾に、ドイツ語を教授言語としない学校の設立を求める要求が加速し、民族運動をさらに激化させることになったのである。

ところで、ブルガーからはやや逸れるが、保科は第3項を次のように訳している。

- ・各種の民族の居住する地方においては公立学校が設備せられる。しかも、他の民族語を強制的に使用せしめられることなく、自己の母語によって必要な教育を与えることが出来る。(イ・ヨンスク上掲書 272 頁より)

先に掲げた訳文と比較すればわかるが、保科では原文の「第2言語」が「民族語」に、「彼の言語」が「母語」に言い換えられている。ブルガーによれば、憲法のこの規定は、当時の政権担当者が民族問題に対しリベラルな考えを持っていたから、また建前であれそれを容認する国内情勢がオーストリアにはあったから成立したのであり(このリベラルな政権は1879年で終わるとされるが)、言語の平等ということ、学校で二つの言語を学ぶということ、一方を教授言語とすればもう一方は「第2言語」とするというのは、曲がりなりにも定着していたと考えられる。その意味では、「母語」も「民族語」もこの憲法に盛り込まれた言葉ではない。保科はその後の現実に合わせて言い換えたのであろうが、この訳では帝国内の民族が自らの言語(母語)で独自に教育を行うことを国家が容認したようにも理解され、それでは国家としてのまとまりは当然つかない、よって帝国が崩壊したのも不思議ではない、といった結論へ導かれるのもそれほど唐突とはいえないだろう。しかしながら原文は、2言語混住地域で2つの言語の学習を強制なしに行うことを述べているだけであり、「民族語」「母語」への読み換えは、この条項に託されたメッセージを見落したか、または故意に隠したのと言ってもよい。そして、この読み換えが続いているかぎり、われわれは保科の呪縛から逃れ切てはいないのである。

さて、この憲法19条の規定が現実にもたらしたものは何か。保科の訳文からも推定できるように、また実際の結果がそうであったように、各民族は各自の母語のみによる教育を主張し、それをめざして争い、ハプスブルク帝国の瓦解でそれが実現する。そこに至るまでの経過をブルガーは丹念に追う。それにしても著者の筆はその時々々の政府の政策と関連させながらライタ川以西の全オーストリアをカバーする詳細なもので、それらを万遍なく簡潔にまとめあげることは不可能なので、以下では、評者なりにとらえることのできた主要点を大まかに挙げてみることにする。

教授言語を何語とするか。それぞれの地域の住民が一つの言語でまとまっている時は、その言語を学校の教授言語とすればよい。元々ドイツ人の居住域である現在のオーストリアの

場合は、もちろんドイツ語が教授言語となる。問題になるのは第2言語の習得で、これが必修とされることには反発があった。つまり第2言語の習得に強制を禁じた規定は、マイノリティーの言語を学ばされたくないドイツ人への配慮でもあったのだ。最大の問題は言語の混ざり合った地域で、そこでは基本的には住民の意向に従い、一つを教授言語とし、他は第2言語として学ばせることになった。この場合、母語を異にする児童が同じ学校に通うことになるが、その際の対応としては、並行クラス (Parallelklasse) の設置や、低学年では各民族の言語で教え、高学年になってから一つの教授言語に統一するというやり方 (ultraquistische Schule) があった。

上の方式がうまく機能したかということ、現実はそのようではなかった。この場合、教師は二つ以上の言語ができることを求められるが、それは不可能に近いことであった。そこで混住地域には教授言語を異にする学校 (民族学校 Nationalitätenschule, あるいはマイノリティー学校 Minoritätsschule と称された) を設立することが憲法の規定に従って推進されるようになった。このことは1869年5月公布の帝国小学校令59条の規定 (5年平均で、4キロ以上離れた学校に通わなければならない児童が40名以上いる場合は、いかなる状況下であれ小学校を設立しなければならない) によって加速され、当初は言語的少数派を守るための方策が民族の分離を促進するものとなっていった。

また、民族の独立を目指すものはこれを闘争の手段とした。例えば、チェコのモラヴィア地方はドイツ人によって産業が盛んになり、そこへチェコ人労働者が多く集まり、チェコ語学校を要求するといった場合で、財政負担の増加からこれを阻止しようとする多数派とこれを要求する少数派の争いは法廷闘争になったが、判決は民族学校の設立を義務づけた。これは19条規定の推進者であったリベラル派の全く考えていなかった結果であり、第2言語強制の禁止条項も、民族の融和とは逆の結果をもたらした。

だが、問題は単純ではない。設立された民族学校にその言語の子供がすべて通ったわけではなく、親が子供をドイツ語学校に通わせる例が増えてきたり、第2言語の学習において強制をプラスと考えるかマイナスと考えるかといったことでは、地域によって異なった対応と慣習があった。これに関してブルガーは、次のような興味深い例を紹介している。

現在のチェコ共和国の右側半分はモラヴィアと呼ばれるが、ここでも民族による学校の分離が進んだものの、ドイツ語を教授言語とする学校の方へ子弟を送り込もうとする親が少なくなかった。その背景には、この地域には Kinder-Wechsel (子供の交換) という慣習があって、チェコ人の家庭とドイツ人の家庭の間で期間を限って、第2言語を習得させるため子供を交換しあう長年の慣習があった、という。(余談ながら、評者の手元にある「ボヘミアとモラヴィアの子供時代」(Kindheit in Böhmen und Mähren, 1996) にも少女時代にそれを体験したオーストリア女性の話が載っていて、この慣習が決して特異なものではなかったことがわかる。)

以上は本書のつまみ食いの紹介であるが、結局は、1867年憲法の制定以来、オーストリアがとった言語政策の方向は、それまでの2言語併用主義を排除し、民族学校設立推進に示されたような母語・民族語という単一言語主義への道であったと言えよう。だが同時に、例

えばモラヴィアの中等学校では、2言語のうち一方を授業言語とすれば、他方を必須科目とする、つまり言語強制禁止とは逆の方向への試みもあったし、それを成功させる土壌も存在したことは無視できない事実である。ブルガーは民族性再生と民族国家形成の過程で多言語主義が駆逐されていく、長くて苦悩に満ちたプロセスを本書で跡づけたのだと述べ、同時に、オーストリアが直面し対応してきた多言語問題は現在のEUの課題でもあるという認識にたち、オーストリアのコンフリクトの歴史は現在の同化と分離のディレンマに対する指針となるであろう、と述べている。保科が否定的に評価したハプスブルクの言語政策が今や新たな光の下に見直されている、ということであろう。

評者は多言語主義や言語政策を専門とするものではないため、ブルガーの分析と主張をどこまで正しく理解できたか自信はないが、憲法の規定が現代に通じる高い理想を掲げていたこと、しかしながら、それに反する現実が展開し、憲法が予想外の運命を担うことになったことに強い印象を受けた。そしてさらにまた、快く響くことの多い「強制禁止」「民族」「母語」の両極性と危うさに、改めて思いを深くした。

ハプスブルク帝国下のオーストリアの言語政策は、その理念、その現実を含めて、現代社会を先取りした人間の意識を試す壮大な実験の場であったとも言えよう。人間の理想と人間の現実のはざままで苦闘したその歴史は評価されることはあっても、失敗の例として不当に低く扱われるべきものではないと評者は思う。ブルガーは、憲法の最大理念であった言語の平等と多言語の習得が定着しなかったことを惜んでいるが、1世紀後の我々は果たしてより謙虚にお互いを尊重し合う関係を築くまでに成長してきたであろうか。

[付記]

本稿をまとめ終えるころに、現在のオーストリアの言語問題を報じた新聞記事に接した。一つは、オーストリア南部のケルンテン州において、スロベニア系住民が少数民族の権利として要求し、憲法裁判所でも認められたドイツ語とスロベニア語の「2か国語標識」(道路や地名)が、ドイツ系住民の反対にあって頓挫していることであり(2002年6月29日、朝日新聞)、もう一つは、オーストリア下院において、外国人移民にドイツ語学習を義務づける法案が可決されたことである(2002年7月10日、東京新聞夕刊)。後者の場合、オーストリアにおける右派政党の台頭からめ、義務づけを強制として報道している新聞もあった。二つの記事の内容は性格を異にするが、それぞれに対する考察の視点はブルガーによってすでに提供されているのではないかと思う。それにしてもハプスブルク帝国下の言語問題は、今に続く問題であることを痛感せざるを得ない。

HANNELORE BURGER "SPRACHENRECHT UND SPRACHGREGHTIGKEIT IM
ÖSTERREICHISCHEN UNTERRICHTSWESEN 1867-
1918"

VERLAG DER ÖSTERREICHISCHEN AKADEMIE DER WISSENSCHAFTEN,
WIEN 1995